

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間について、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める都道府県知事、国土交通省及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

地方整備局長 年 月 日
北海道開発局長
知事 殿

建設キャリアアップシステム事業者ID

住所
商号又は氏名
代表者氏名

申請区分（1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事）

科 目		件 数
措置実施工事		件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急対策	件
合 計		件

記載要領

- 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要なものを消すこと。
知事」
- 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は全ての建設工事について、「2」の場合は全ての公共工事について、記載すること。
なお、表中に記載する内容が無い場合は「0」を記載又は空欄とすること。
- 「措置実施工事」とは、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。軽微な工事等においても、当該措置を実施した場合は、「措置実施工事」に含むものとする。
- 「軽微な工事」とは、建設業法施工令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

令和4年9月1日から 令和5年8月30日までの期間について、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める都道府県知事、国土交通省及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

地方整備局長
北海道開発局長
愛知県知事 殿

年 月 日

建設キャリアアップシステム事業者ID

1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5 4

住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
商号又は氏名 愛知建設工業(株)
代表者氏名 代表取締役 愛知 太郎

申請区分 (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数	
措置実施工事		15	件
措置未実施工事	軽微な工事	10	件
	災害応急対策	10	件
合 計		35	件

記載要領

- 1 審査基準日が令和5年8月14日以降の申請に適用されます。
- 2 国内で請け負った元請工事について、件数を記入します。
海外での工事及び下請工事は対象となりません。
- 3 申請区分は項番54に記載した内容と同じ番号に○をつけます。
- 4 措置実施対象外となる工事(「軽微な工事」「災害応急対策」)でも当該措置を実施した場合は「措置実施工事」に件数を計上してください。
- 5 「軽微な工事」「災害応急対策」の概要については記載要領5, 6をご確認ください。

- 4 「措置実施工事」とは、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。軽微な工事等においても、当該措置を実施した場合は、「措置実施工事」に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施工令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。